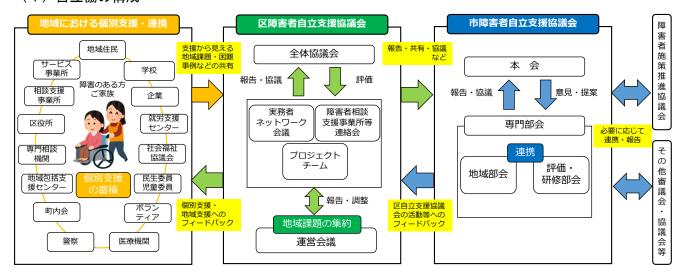
仙台市障害者自立支援協議会について

1 はじめに

- ・本市では、令和6年3月に障害者基本法に基づき「仙台市障害者保健福祉計画(計画期間:令和6年度~11年度)を策定した(詳細は、参考資料1参照)。
- ・仙台市障害者自立支援協議会(以下、「自立協」という)は、上記計画の具現化に向け、本市における障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っている。

2 自立協の概要

(1) 自立協の構成



(2) これまでの主な経過

(と)とれるとの主な性過	
令和5年度	・計画相談支援・障害児相談支援の実態把握に着手(セルフプランにより障害福
	祉サービスを利用する障害児者を対象とした調査の実施)
令和4年度	・地域部会において、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況の報告及
	び評価を開始
令和3年度	・地域生活支援拠点事業本格実施
	・自立協のもとにワーキンググループを設置し、計画相談支援運営ガイドブック
	を改訂
令和2年度	・基幹相談支援センターの運営(市直営)を開始
	・地域部会において、区自立協と基幹相談支援センター・地域生活支援拠点との
	連携のあり方について協議
令和元年度	・評価・研修部会において障害者ケアマネジメント従事者養成研修の体系見直し
	について協議(~令和5年度)
平成 30 年度	・地域生活支援拠点モデル事業を開始
平成 29 年度	・障害者相談支援体制のあり方検討会の設置
	検討会の中で「今後の障害者相談支援のあり方について」を策定(基幹相談支
	援センターの設置の必要性等について提言)
平成 27 年度	・地域生活支援拠点等検討部会の設置(~平成 29 年)
	・地域部会及び区自立協の設置

3 今後重点的に取り組むテーマ

- ・計画相談支援・障害児相談支援(以下、「計画相談支援等」という)は、障害児者が生活上の課題を解決し、希望する生活を実現できるよう、障害福祉サービス等が計画的に提供されるために相談支援事業所がサービス等利用計画(障害児は、障害児支援利用計画)を作成するものである。
- ・本市においても、計画相談支援等の利用者数は年々増加しているが、障害福祉サービスの利用者の伸び率が上回り、計画相談支援等を必要とする障害児者に十分に行き届かない状況が生じている(ここ数年のサービス等利用計画作成率は50%程度を推移)。
- ・こうした状況を踏まえ、令和5年度より実態の把握に着手し、セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者や計画相談支援等の業務を担う指定特定相談支援事業所を対象とした調査を実施した。
- ・今後は、各種実態調査の分析等を進めつつ、計画相談支援等がより利用しやすい環境を整備する ため、課題を整理し、取組みの方向性等の検討を進める。
- ※仙台市障害者自立支援協議会における報告事業の一覧は、参考資料2参照。